

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 31 日

各都道府県住民基本台帳担当部局 御中
各指定都市住民基本台帳担当部局 御中

総務省自治行政局住民制度課

住居表示事務における登記情報及び地図情報の電子データによる
提供について

今般、住居表示事務における登記情報及び地図情報の電子データによる提供について、別紙のとおり、法務省からの周知依頼がありました。

「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 11 条の規定に基づき、住居表示の実施のため、登記情報及び地図情報の電子データの提供依頼があった場合には、これに応ずることができる旨を、法務省より各法務局及び地方法務局に対して周知しております。なお、当該情報については、登記情報連携システムを使用して依頼・提供することが可能です。

貴都道府県においては、この旨を域内の指定都市を除く市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

【担当】

総務省自治行政局住民制度課
小泉係長、杉浦官、栗原官
電話：03-5253-5517（直通）

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 2 8 日

総務省自治行政局住民制度課長 殿

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

住居表示事務における登記情報及び地図情報の電子データによる提供について

平素より、所有者不明土地対策を始めとする法務行政の運営に格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、住居表示事務を実施するに当たり、登記情報及び地図情報が必要な場合には、地方公共団体からの要望を踏まえ、登記所（法務局）において電子データの提供を行っているところですが、「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 1 2 月 2 4 日閣議決定）によりその取扱いについて改めて統一を図ることとされました。

今般、「住居表示に関する法律」（昭和 3 7 年法律第 1 1 9 号）第 1 1 条の規定に基づき、市区町村（特別区を含む。）から、住居表示の実施のため、登記情報及び地図情報の電子データの提供依頼があった場合には、これに応ずることができる旨を、改めて各法務局及び地方法務局に周知しましたので、地方公共団体への周知方、よろしくお取り計らい願います。

なお、当該情報については、登記情報連携システムを使用して依頼・提供することができますので、併せて周知願います。